

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第13号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成28年9月14日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15盛岡第二合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成28年8月25日

岩手労働局長 久古谷 敏行

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第14号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成28年9月14日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15盛岡第二合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成28年8月25日

岩手労働局長 久古谷 敏行

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第15号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成28年9月14日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15盛岡第二合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成28年8月25日

岩手労働局長 久古谷 敏行

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第16号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県各種商品小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成28年9月14日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15盛岡第二合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成28年8月25日

岩手労働局長 久古谷 敏行

特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第17号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成28年9月14日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15盛岡第二合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成28年8月25日

岩手労働局長 久古谷 敏行